

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2024年（令和6年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	村岡新駅 南口通り線	弥勒寺字後河内4番1地先	17.0	310.0
		宮前字裏河内150番30地先		
2	片瀬 423号線	片瀬四丁目2249番44地先	2.0 ～ 4.3	305.0
		片瀬四丁目2717番6地先		
3	鵜沼 960号線	本鵜沼二丁目2921番37地先	4.5	13.0
		本鵜沼二丁目2921番34地先		
4	鵜沼 961号線	鵜沼橋二丁目2374番29地先	4.5	30.0
		鵜沼橋二丁目2374番33地先		
5	村岡 591号線	弥勒寺字後河内2番10地先	4.0 ～ 8.0	635.0
		宮前字裏河内151番17地先		
6	村岡 592号線	弥勒寺字後河内4番1地先	2.7 ～ 8.0	502.0
		宮前字後河内535番1地先		
7	村岡 593号線	村岡東一丁目3番3地先	7.9 ～ 12.0	486.0
		村岡東一丁目5番6地先		
8	村岡 594号線	渡内四丁目617番5地先	6.0	36.8
		渡内四丁目617番10地先		

9	藤沢 786号線	鵜沼神明一丁目1267番1地先	6.0	45.4
		鵜沼神明一丁目1281番地先		
10	善行 659号線	立石一丁目3039番12地先	4.5	30.0
		立石一丁目3039番8地先		
11	長後 941号線	長後字宿下分545番4地先	4.5	22.1
		長後字宿下分545番7地先		
12	長後 942号線	高倉字槐戸474番23地先	4.7	17.3
		高倉字槐戸474番19地先		

#### 提案理由

村岡新駅南口通り線ほか11路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

#### 参 考

##### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。